

# 学校生活の約束事

## 1. 基本的なこと

- (1) 毎日の授業を大切にしよう。
- (2) 遅刻をせず、10分前には登校しよう。
- (3) 校舎内外の美化につとめ、公共物を大切にしよう。
- (4) 欠席・遅刻・早退については、保護者と連絡するうえで、行うこと。
- (5) あいさつをしよう。
- (6) 生徒証はいつも携帯しよう。

## 2. 学校生活について

- (1) 登下校の際は、交通規則・マナーを守ること。
- (2) 登校後は校外に出ない。特別な場合は担任に届け出ること。
- (3) 学習に不必要なものは持ってこないこと。
- (4) 定められた下校時刻を守ること。
- (5) 給食は全員がそろったら「いただきます」、終わりのチャイムが鳴ったら「ごちそうさま」をして、時間を守ること。
- (6) 飲み物はお茶・スポーツドリンク(ペットボトル持ち帰り○、ビン・カンの容器×)とする。

## 3. 服装・みだしなみについて(2023年1月 第75期生徒会執行部 改正)

- (1) 服装については本校指定の標準服(制服)とする。

	パターン1	パターン2
上衣	・白カッターシャツ ・ベスト着用は可	・全国標準型学生服 ・黒イトン上着
下衣	・全国標準型学生ズボン(ノータック、折り返しなし) ・黒スラックス(ストレートタイプ) ・黒の追い掛けひだスカート	

※パターン2の上に防寒着を着用することは可とする。

※ベストは無地で派手でないものとする。

※スカートの丈は、防犯面から短くしないこと。

※カーディガン・セーター・トレーナーは、パターン2の上衣の下に着用すること。

### (2) 体操服登校について

熱中症・感染症予防の観点などから、体操服登校とする場合がある。

### (3) 名札について

登校後、左胸につけること。

(4) 防寒着(パーカー・ウインドブレーカー・コートなど)について

- ・高価でないものとする。
- ・上衣については教室内で着用してもよい。

(5) 防寒具(手袋・マフラー・ひざかけなど)について

- ・教室内では着用しないこと。
- ・ただし、ひざかけは教室内でのみ使用は可とする。

#### 4. 頭髪、靴、かばん等について

- (1) 清潔で学習に支障のない髪型にする。
- (2) 特別な技巧(染色、脱色、パーマ等)をこらさない。
- (3) 化粧・アクセサリー等は禁止する。
- (4) 下靴は、保健体育科の授業に使える運動靴を使用する。
- (5) かばんは、学校生活にふさわしいものを使用する。(指定したものではありません)

#### 5. 自転車通学について

自転車通学許可区域の生徒については、次の規定を守って自転車で通学してもよい。  
ただし、規定を著しく守れない場合は、許可を取り消し、自転車通学を禁止することもある。

- (1) 自転車通学許可申請書を提出し、所定の位置に本校が配布するナンバーシールを貼り付ける。
- (2) 自転車を自転車庫の決められた位置に置く。
- (3) 並進(2列以上の横並びで走行)しないなど交通ルールやマナーを守る。
- (4) 登下校や部活動等、自転車に乗車する場合は、ヘルメットを着用する。
- (5) 必ずカッパを購入し、雨天乗車時には着用する。
- (6) 特別な事情で自転車通学が必要な者は、自転車通学許可申請書に記入の上、届け出ること。
- (7) 各自において自転車に関する保険に加入すること。
- (8) 自転車の形状などについての指定はないが、両足スタンドで駐輪できるものとする。

#### 6. 諸届

公共物(学校設備、備品含む)を破損させた場合は、原則個人による弁償とする。

#### 7. 証明

学生割引証、在学証明書、卒業見込証明書等の発行は、担任に連絡し、事務で手続きをえること。

#### 8. その他

欠席連絡は8:20までに「草津中学校欠席・遅刻・早退連絡フォーム」か電話で、保護者が学校へ連絡してください。病気で欠席の場合は、症状及び診断等を伝えてください。家庭の都合で欠席される場合は、伝えられる範囲でその理由を教えてください。